

## 知多市障がい者活躍推進指針

- 1 機関名 知多市
- 2 任命権者 知多市長
- 3 期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

### 4 知多市における障がい者雇用に関する課題

知多市においては、令和7年6月1日時点では法定雇用率を上回っているものの、法定雇用率の引上げ等を見込み、引き続き積極的な採用活動に取り組むとともに、障がいのある職員の定着のため、環境整備や体制整備を進める必要がある。

### 5 目標

#### (1) 採用に関する目標

- ア 実雇用率 毎年6月1日時点 法定雇用率以上
- イ 評価方法 毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理

#### (2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

### 6 取組内容

- (1) 障害者雇用推進者として人事担当課長を選任する（令和元年9月6日に選任済み）。
- (2) 障害者職業生活相談員を1人选任する（令和元年12月1日に選任済み）。
- (3) 本指針の推進のため、障害者雇用推進者は、障がいのある職員に広く参画を呼びかける。
- (4) 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員を中心とした組織内の人的サポート体制を整備するとともに、役割分担及び相談先を整理し、関係者間で共有する。
- (5) 障がい者に係る施策について、広く周知を図る。

### 7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく調達方針に配慮し、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。